

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

<指定申請に係る必要書類一覧表>

※必要書類以外に送付された書類等については、本市側にて廃棄させていただきます。

※ 指定申請に係る必要書類を確認した上で、上記の一覧表に掲載されていない書類を提出していただく場合があります。

介護老人保健施設・介護医療院

	書類名	様式等
(1)	介護サービス事業者指定(許可)申請書	第1号様式
2	申請者(開設者)の登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本(郵送)	登記簿謄本は原本(発行日から3ヶ月以内)。
3	介護老人保健施設の開設許可書の写し	
(4)	訪問リハビリテーション事業者(介護予防訪問リハビリテーション事業者)の記入事項(付表4)	付表4
5	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	指定申請書類様式にある勤務形態一覧表を使用してください。
6	事業所の平面図	参考様式参照。写真を撮った方向が矢印で記載されている。 ○事務室 ○鍵付き書庫 ○相談室 ○手指消毒の配置場所が記載されている。
7	事業所の写真	A4用紙1枚に4枚程度。 平面図と対応した番号を振り、どの写真を横に明記している。 ○建物外観(なるべく全体が把握できるよう引いてお撮りください。) ○事業所の出入口部分(看板等含む) ○事務室 ○鍵付き書庫 ○相談室(方向を変えて2枚以上) ○手指消毒
8	運営規程(料金表含む)	介護予防訪問リハビリテーションの指定を受ける場合、介護予防訪問リハビリテーションの運営規程も必要です(内容が網羅されていれば、一体的に作成することも可)。 利用者負担額は、(1割)(2割)(3割)についてそれぞれ記載している。
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式参照
10	法人代表者等誓約書	参考様式参照
(11)	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	「3.加算届」に掲載されている様式を使用してください。加算を算定しない場合も提出が必要です。
12	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	「3.加算届」に掲載されている様式を使用してください。加算を算定しない場合も提出が必要です。
13	チェック表及び誓約書等の添付書類 【加算を算定する場合のみ】	加算を算定する場合、「3.加算届」で必要書類を確認し、添付してください。加算を算定しない場合は提出不要です。
14	返信用封筒(長形3号110円切手貼付、A4封筒320円切手貼付)	それぞれ切手を貼って提出してください。封筒には郵便番号、住所、事業所名を記載してください。既に指定を受けている事業所と同じ事業所番号でサービス追加する場合は、A4封筒は180円切手の貼付で構いません(ただし、料金が不足してしまった場合はご対応をお願いします)。
15	申請にかかるチェック表及び誓約書	指定申請書類様式にあるチェック表及び誓約書を使用してください

※ 介護予防サービスのみ追加の場合は1、3、4、5、8、10、13、14、15

※ 吸収合併(分割)及び新設合併(分割)による事業承継の場合は1、2、3、11、12、14及び合併(分割)契約書

※ 再付番(既に指定を受けているが事業所番号のみ変更が必要な場合)の場合は1、4、5、6、7、8、11、12、13、14

※ Noに()がついている書類については、電子申請届出システムに入力することで自動で出力されます。